

- * 部費は、1月～12月までの12ヶ月とする。原則として年度始め(2月)の納入とするが分割払いも可能とする。
- * 途中入部者の部費は、入部月からとする。
- * 納入した部費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- * 部費以外に必要な場合は、保護者の了承の上徴収する。
- * 入部又は、退部する場合は、保護者が本人同伴の上申し込む。
- * やむをえず長期に試合又は練習に参加出来ない場合は、保護者及び本人の申し入れにより、監督・コーチ承認の上休部とする。
(部費は半額)
- * 部員は、在部中に大井西地区連盟に加入している他のチームへの入部は認めない。
- * 部員は、部で定めたユニホーム、又は練習にふさわしいもの(トレーニングウェア等)を着用する。
- * 危険防止のためヘルメットを使用する。
- * 部員は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。(部費にて負担)
- * スポーツ傷害保険以外の治療費(入院・退院・その他)は全て保護者の負担とする。
- * 野球部は、シーズン終了後成績優秀と認めたもの、又は部に功績のあった者を表彰する。
- * 次の各項に該当するものは、監督・コーチの協議により戒告・出場停止・退部処分にする。
 - (一) 部の規約に違反した場合。
 - (二) 部の名誉を著しく傷つけた場合。
 - (三) 監督・コーチの指導に従わなかった場合。
- * 部員に、上項の処分を加える場合は保護者と話し合いの上処分する。
- * この規約は、役員承認の上発行する。
- * この部は、西大井一・二丁目・出石町会賛同の基に活動する。

- 以 上 -